

平成28年黒石市教育委員会第5回定例会会議録

日時及び場所 平成28年5月30日(月)午後1時30分 黒石市産業会館 大会議室

会議出席委員 委員長 村上良子
1番 阿保淳士(教育長)
2番 津軽承公
3番 千葉小夜子
4番 駒井順一

会議欠席委員 なし

説明のために出席した者の職氏名

教 育 部 長	成 田 秀 範
指 導 課 長	齋 藤 有
学 校 教 育 課 長	藤 田 克 文
社 会 教 育 課 長	駒 井 昭 雄
文化スポーツ課長補佐	佐々木 幸 春
学校教育課長補佐	西 塚 啓
学校教育課係長	須 藤 亜貴子(書記)

会議に付した案件

- 第1 会議録の承認
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名委員の指名
- 第4 教育長等の報告
- 第5 議案第54号 黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について
- 第6 議案第55号 平成29年度使用小・中学校用教科用図書の採択について
- 第7 議案第56号 黒石市教育支援委員会委員の委嘱について
- 第8 議案第57号 黒石市いじめ問題対策審議会委員の委嘱について
- 第9 議案第58号 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に係る懲戒処分等について

会 議 の 顛 末

開会宣告(午後1時30分)

第1 会議録の承認

平成28年黒石市教育委員会第3回定例会の会議録については、全員異議なく、原文を承認する。

第2 会期の決定

会期については、平成28年5月30日の1日とすることで、委員全員異議なく、決定する。

第3 会議録署名委員の指名

村上委員長が「津軽承公委員」と「駒井順一委員」を指名する。

第4 教育長等の報告

黒石市教育委員会会議規則第7条第1項による報告事項

- 1 平成27年度黒石市教育委員会が行った共催及び後援について
 - (1) 共催2件
 - (2) 後援50件(うち取消し1件)

- 2 教育長が専決した課長補佐級以下の職員相当と考えられる非常勤職員について

黒石市「UPる」先生 8人

任期 平成28年5月1日から平成29年2月28日まで

職務 黒石市立小・中学校において、校長の指揮監督のもと、算数・数学の指導を行う。

日程第9は人事案件のため秘密会にしたい旨委員長から発議があり、委員全員異議なく、これを可決する。

第5 議案第54号 黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入る。

津軽委員 今回、ひとり親世帯等の保護者負担軽減の設置ということで、参考までお聞きしたいのは、私立の幼稚園とは東雲幼稚園、聖テレジア幼稚園の2園だけでしょうか。この中でひとり親世帯はどの程度の人数がいらっしゃるのか分かるものなのでしょうか。

学校教育課長 対象となる幼稚園は、黒石市から園児が通園している、黒石市の聖テレジア幼稚園、あと平川市の1園を対象としております。

ひとり親の人数に関しては、私立ということで調査しておりません。

津軽委員 そんなに多くはないと。

学校教育課長 そうです。

以上、全員異議なく原案を可決する。

第6 議案第55号 平成29年度使用小・中学校用教科用図書の採択について

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入る。

千葉委員 平成26年度の小学校はお聞きしてたんですけども、平成27年度の中学校の方で変更や発行者の変更はありましたでしょうか。

指導課長 平成27年度に採択した中学校用教科用図書については、昨年度の定例会で提案しまして、採択された発行者、教科書名になっております。

以上、全員異議なく原案を可決する。

第7 議案第56号 黒石市教育支援委員会委員の委嘱について

教育部長が14人（内科・精神科等の医師2名、黒石市立学校の校長及び特別支援学級の教諭関係機関職員7人、学識経験者5人）について説明し、審議に入る。

津軽委員 第3条に「次に掲げる者のうちから若干人で組織し」とあります。名簿に14人ありますけれども、こう人数が多いと若干人でいいのかというような疑問を感じたんですけど、例えば委員何人で組織するとかというふうなこともあってもいいのかなという感じもしてるのですがいかがなものでしょうか。

学校教育課長 一応そこにあげているのは、学校に関しては対象となる児童生徒がいる学校長、あとは藤田先生のような病院の院長先生や黒石病院の先生、黒石幼稚園の園長、あとは県の関係の養護学校長、市の職員という形で載せておまして、その対象となる学校も変わる場合もありますし、他引き受けてくれない場合等もございますので、確実に人数を載せるのは難しいかなと思われます。

来年には黒石幼稚園がなくなりますので、そういう点もあり若干で載せてございます。

津軽委員 いくらかとか多少とか幾ばくとかというふうなことで、若干という言葉が国語的に引っかけると感じたもので。

村上委員長 文言については検討しますか。

学校教育課長 検討します。

千葉委員 ご説明で（第3条第1項）第2号（黒石市立学校の校長及び特別支援学級の教諭関係機関職員）の関係の方のところは、特別支援学級設置校というような枠になるのでしょうか。

学校教育課長 一応は、今現在特別支援学級がありますというところを載せてございます。

教育長 当初はそうであったんですけども、現在はもう全ての学校が特別支援学級設置校になっておりますので、委員の場合は、当初、特別学校支援学級の学校があたってきたんですけども、その形ですっと引き継いできたんです。私もこのメンバーに入って関わった人間ですけども、園児、児童、中学校という関わりの中で協議しますので、これぐらいの人数がいないと、なかなかいい意見というか、無いような感じがします。私としてはこれぐらいの人数は是非、必要だというふうに捉えていました。

千葉委員 名称的には教育支援委員会、旧で考えると、話し合いの過程から考えると就学指導という分野もあるというようなことを考えれば、関係する児童がいる学校があるとし

て、そここのところの話し合いは、ここに入っていない学校の子どもたちが対象児となった時も、ここの中で話し合われるというふうを考えてよろしいですか。

教育長 まず、校長先生からの具申とか保護者からの具申があがってきます。そして専門員が色々と調べるんですけども、ただ、それでもまだ疑問の余地があるという場合は、医療機関、あるいは学校長にもう一回お願いして意見を聞くとかという措置はします。ただ、今あがってきた校長先生とか保護者の具申で、大体、専門員の方々も実際にその現場に行って検査しますので、大方はつかんでいる状態です。

以上、全員異議なく原案を可決する。

第8 議案第57号 黒石市いじめ問題対策審議会委員の委嘱について

教育部長が5人（弁護士1人、精神科医又は臨床心理士1人、学識経験者1人、教育関係者1人、教育委員会が必要と認める者1人）について説明し、審議に入る。

駒井委員 表の中で適用区分というのがありますよね。お医者さんとか元校長先生とかは分かるんですけども、学識経験者とはどういうくくりになっているのか、その辺をちょっと質問したい。分かるんですけども、教育関係とか。でも、学識経験者だけは、どういうくくりで学識経験者っていうのかなというふうに。

教育部長 一般的には、専門的な学識というかそういう仕事についての方々、そういうふうな専門分野に長けている方を指して行政側ではひとくくりになっている訳なんですけども、その中でも今回の審議委員会にはこういう方が経験者でもあるということで選んでいるものであります。

駒井委員 要するに専門的に経験されてる方ということですか。

指導課長 今回、船水さんを選んだのは、いじめに関する専門的な知識とかを有してるということではなくて、弁護士、精神科医、元特別支援学校の校長先生、小学校の校長先生もいらっしゃるんですけども、一般の方々の中で船水さんは教育委員もなさった方ですので、そういう一般の方々の一般市民の目線でもって、いじめというものを捉えていただき、色々と意見をいただきたいなと思ひまして、行政がいう学識経験者のくくりとはちょっと違うのかもしれませんが、そういう意味で船水さんを選ばせていただきました。

教育長 大変するどい質問でしたけども、教育委員会でその辺はきちんと定義付けなければいけないところもあるんでしょうけれども、私が捉えている学識というのは、広い意味で学識を持っていらっしゃる中から特に、ここに関わって非常に意義ある学識を持っていらっしゃるというふうに考えて選んだということです。たくさん学識経験者がいらっしゃいますけども、このいじめ問題対策審議会委員の審議をする際に彼の学識が生かされるんじゃないかという捉え方で選ばせていただいたということです。

指導課長もお話ししましたが、以前教育委員をなさっていたということで教育の分野でも非常に学識も持っているし、それから民間の様々な見方というかそういうものも持っていらっしゃるという捉え方です。

津軽委員 弁護士さんなんですけども、この方はいじめの問題に関しては詳しい方なんでしょうか。どういうふうな経緯あるいは流れで、この方を適任とするのかっていうところ

の捉え方というか、探し方というか、例えば弁護士の関係機関に問い合わせさせて紹介を受けて、こういうふうな人選になったのかということをお聞きしたいです。

指導課長 中林先生につきましては、専門が民事なのか刑事なのかはよく分かっていないんですけども、六郷小学校の厨房爆発事件の際に、色々にご相談させていただきましてアドバイスとかいただいたという繋がりがありまして、県内に色々な先生がいらっしゃるかもしれませんが、知っている先生ということで中林先生を選ばせていただきました。

教育部長 補足いたします。中林法律事務所のところですけど、ここには数名の弁護士を抱えておりまして、その中で弘前市のいじめ問題の委員になっている方もあります。色々そういうふうな問題とか相談に来ている方もいるということで、この方が実際やっているかどうかというのは個人情報等もありますので聞くことはできないのですが、中ではいじめに関して詳しい方ではないかと思ひまして、お願いしたいということにしておりました。

教育長 今、部長がお話ししたと合わせて、ご本人が、もし依頼してくださるのであれば喜んでお引き受けしますということですので、非常にこの問題対策協議会に前向きに出席してくださるということを事前にお伺いしていますので、そういう意味では非常に本市の対策、重大事案があつてはいけないんですけども、1年に1回、必ず情報共有をやる場合にも非常に良いご意見を頂けるのではないかなというふうに期待しております。

津軽委員 今の教育長のお言葉で、これは確かに重大事案が起こった場合ってというようなこともあるんでしょうけども、無い場合には1年に最低1回だけでも開くような計画なんでしょうか。実態の把握や分析に関する事とか、あるいはいじめ防止等のための調査とか有効な対策の検討とかっていうふうな項目が規則の中に載ってますけども、これらを探るために最低1回ぐらいはやろうというふうな会議の流れを組んでるものでしょうか。

教育部長 先程の説明の中にも申し上げたところなんですけども、重大なものがない場合は本市の小・中学校の軽微ないじめの実態とかその対処法、またはその情報共有の場として年に1回程度審議会を開催しようと考えているものであります。

以上、全員異議なく原案を可決する。

公開審議を終了し、秘密会に移る。

公開審議終了（午後2時05分）

